



大津市公報

令和2年11月30日
号外(第70号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 規 則
- 116 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月30日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第116号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員)」を付し、同条第1項中「第5条第1項において準用する大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条第1項前段」を「第5条第1項前段」に、「第5条第1項において準用する給与条例」を「第5条第7項の規定によりその例によることとされる大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)」に改め、同条第2項中「において準用する給与条例第20条第1項」を削る。

第12条を削り、第11条を第12条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項中「第5条第1項において準用する給与条例第20条第2項」を「第5条第4項」に改め、同条を第11条とし、同条の前に見出しとして「(期末手当に係る在職期間)」を付し、第9条を第10条とする。

第8条中「第5条第1項において準用する給与条例第20条第1項後段」を「第5条第1項後段」に、「市長が定める職員」を「規則で定める者」に改め、同条第1号中「前条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改め、同条第2号中「第11条第1項第6号」を「第12条第1項第6号」に改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「(条例第5条第1項後段の規則で定める者)」を付し、第7条の次に次の1条を加える。

(期末手当の支給日)

第8条 条例第5条第1項前段に規定する規則で定める日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

第13条から第17条までを削る。

第18条第1項及び第2項中「第5条第1項において準用する給与条例第20条第2項」を「第5条第4項」に改め、同条を第13条とする。

第19条第1号中「第10条第2項各号」を「第11条第2項各号」に改め、同条を第14条とし、第20条から第24条までを5条ずつ繰り上げる。

第25条前段中「第19条」を「第14条」に改め、同条後段を次のように改め、同条を第20条とする。

この場合において、第7条第1項中「第5条第1項前段」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第1項前段」と、「第5条第7項」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第7項」と、同条第2項中「第5条第1項」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第1項」と、第8条中「第5条第1項前段」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第1項前段」と、第9条中「第5条第1項後段」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第1項後段」と、同条第1号中「第7条第1項各号」とあるのは「第20条において読み替えて準用する第7条第1項各号」と、同条第2号中「第12条第1項第6号」とあるのは「第20条において読み替えて準用する第12条第1項第6号」と、第10条中「前条」とあるのは「第20条において読み替えて準用する第9条」と、第11条第1項中「第5条第4項」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第4項」と、同条第2項第1号中「第7条第1項第4号及び第5号」とあるのは「第20条において読み替えて準用する第7条第1項第4号及び第5号」と、第12条第1項中「前条第1項」とあるのは「第20条

において読み替えて準用する第11条第1項」と、同条第2項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「第20条において読み替えて準用する第11条第2項及び第3項」と、第13条第1項中「第5条第4項」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第4項」と、「給料及び地域手当の月額（以下「給与月額」という。）」とあるのは「報酬月額」と、同項第1号中「第7条において準用する給与条例第12条」とあるのは「第11条」と、「給与が」とあるのは「報酬が」と、「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同項第2号中「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同項第3号中「給与を」とあるのは「報酬を」と、「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同条第2項中「第5条第4項」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第4項」と、第14条第1号中「第11条第2項各号」とあるのは「第20条において読み替えて準用する第11条第2項各号」と読み替えるものとする。

第26条を第21条とし、第27条を第22条とする。

別表第4中「第17条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。